

平成23年6月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 市川 浩

平成22年(ネ)第4588号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第22334号)

口頭弁論終結日 平成23年3月22日

判 決

控 訴 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

同

同

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

五 反 章 裕

東京都中央区日本橋堀留町1丁目1番9号

被 控 訴 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

サンラ・ワールド株式会社

江 尻

東京都

被 控 訴 人

江 尻

東京都

被 控 訴 人

増 田

上記3名訴訟代理人弁護士

岩 下 嘉 之

頭書事件の控訴人の請求の一部につき裁判の脱漏があったので、職権により追加判決をする。

主 文

- 1 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、90万円及びこれに対する平成20年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用はこれを2分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人らの負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

頭書事件につき、当裁判所が平成23年5月26日に言い渡した別紙判決（ただし、別紙更正決定後のもの）のとおりである。

上記判決においては、控訴人の弁護士費用相当額170万円の損害賠償請求の当否に対し判断していないところ、頭書事件に係る訴訟の経過及び認容額に照らせば、上記判決説示の被控訴人らの不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用の損害としては90万円が相当と認められるから、同金員及びこれに対する平成20年9月6日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を追加して命ずることとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 小 林 敬 子

裁判官中嶋功は転補につき署名押印できない。

裁判長裁判官 青 柳 馨

(別紙)

平成23年5月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 市川 浩

平成22年(ネ)第4588号損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第22334号)

口頭弁論終結日 平成23年3月22日

判 決

控 訴 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

同

同

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

荒 井 哲 朗

白 井 晶 子

太 田 賢 志

佐 藤 顕 子

五 反 章 裕

東京都

被 控 訴 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

サンラ・ワールド株式会社

江 尻

東京都

被 控 訴 人

江 尻

東京都

被 控 訴 人

増 田

上記3名訴訟代理人弁護士

岩 下

嘉 之

主

文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、902万7129円及びこれに対する平成20年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用はこれを2分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人らの各負担とする。

5 この判決の第2項は仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、1868万9292円及びこれに対する平成20年9月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被控訴人ら

(1) 本件控訴をいずれも棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1)ア 控訴人は、昭和22年 生まれの女性であり、夫である (以下「 」という。)とともに 業を営む者である。

イ 被控訴人サンラ・ワールド株式会社(以下「被控訴人会社」という。)は、一般投資家に対して投資の勧誘を行っていた会社である。

ウ 被控訴人増田 (以下「被控訴人増田」という。)は、被控訴人会社の創業者で、設立時の代表取締役であり、被控訴人会社の代表取締役である被控訴人江尻 (以下「被控訴人江尻」という。)とは夫婦である。

エ 被控訴人江尻は、被控訴人増田が中心となって投資勧誘を行っていた被控訴人会社が主催する定例会等において司会を務め、投資家の送金先であるAsian Dream Inc(以下「エイシャンドリーム社」という。)の代表者である。

オ サンラ・インベストメントクラブ（以下「SIC」という。）は、被控訴人会社の内部組織であり、被控訴人会社が海外投資に興味を持つ顧客を募って構成した組織である。

(2)ア 控訴人は、平成12年に被控訴人増田のセミナーに参加し、被控訴人会社の勧誘を受けて、同年11月15日にSICの会員となった。

イ 控訴人は、被控訴人会社から、MGIラウンド2であれば、新規募集時には30%の配当がつくが、途中からの参加になるので固定で年5%の配当になる旨を聞き、平成12年12月19日にエイシャンドリーム社に対し、15万0007米ドル（日本円で1698万9292円）を送金した。

エイシャンドリーム社からは、上記出資の配当として、控訴人に対し、平成14年3月26日に7500米ドル（日本円で99万3000円）が、平成15年4月1日に日本円で87万6875円が、平成16年2月23日に日本円で80万9750円が送金されてきた。

ウ 被控訴人会社は、平成16年6月、控訴人に対し、MGIラウンド1とMGIラウンド2の資産をSunra Capital Holdings Limited（以下「サンラキャピタル社」という。）に吸収し、MGIに投資された1ユニット（1万ドル）をサンラキャピタル社の株式1万株に割り当てる決定をした旨書面で通知してきた。

控訴人は、これに同意し、同年10月、株式購入に係る証書を返還した。

エ 平成19年2月13日、控訴人に対し、ファックスで、サンフランシスコ事務所準備室なるところから、Arius3D, Inc. 最新ニュース2007年2月9日号という書面が送付されてきたが、そこには、「被控訴人増田及び同江尻の連名で、IPO（Initial Public Offering 未上場会社の株式の新規公開）に向けて準備中であつたArius3D, Inc.（以下「アリウス3D社」という。）が、IPOに必要な条件をほとんどクリアーしたとの報告があり、サンラキャピタル社名義で所有しているアリウス3D社の株式が

あるので、このニュースをサンラキャピタル社の株主の皆様にお知らせする」旨が記載されていた。

オ 控訴人は、平成19年3月19日、サンラキャピタル社から、同社の株式をアリウス3D社の株式に交換することを提案され、これに応じてサンラキャピタル社の株式をアリウス3D社の株式に交換した。

(3)ア MG Iラウンド2においては、被控訴人らが、一体となって、「高配当実施予定」、「1億ドルを超える潜在価値を持つ30以上の企業から得られる利益の10%をSIC投資家に還元する。」、「毎年5%の現金配当」、「投資元本の返還」等と著しい利益の提供を約束し、かつ、元金の返還をも約束して出資の勧誘を行っていた。

控訴人は、被控訴人らによる上記の勧誘ないし説明が真実であると信じて、MG Iラウンド2に出資したが、現在まで、何一つ勧誘で説明されたような配当を得られず、投資金の償還もなされていない。

被控訴人らは、MG Iラウンド2の出資者に対してサンラキャピタル社の株式を割り当てるとし、また、同社が上場しないことに対する一般投資家からの非難を免れるため、アリウス3D社の株式との交換を提案して、被害の発覚を先送りした。

控訴人は、出資に対して配当がなされず、出資金の償還もなされない理由や現在の状況について被控訴人らから何らの説明も受けておらず、被控訴人らが出資者から集めた資金の送金先さえ明らかではない。

イ 上記アのとおり、被控訴人らは、一体となって、MG Iラウンド1に出資すれば確実に高配当が実現するかのよう装って、リスクについて一切説明せずに控訴人を勧誘し、控訴人に同出資を決意させたものであって、これは詐欺の不法行為を構成する。

ウ 被控訴人らは、証券業の登録をしていないにもかかわらず、出資を勧誘したのであり、このような行為は平成18年法律第65号による改正前の

証券取引法（以下「旧証券取引法」という。）違反である。

また、MG I ラウンド 2 は年間固定配当が 5% である旨説明されており、MG I ラウンド 2 に対する出資の元本が払い戻されることが当然の前提であるといえるところ、被控訴人会社は、出資金の全額若しくはこれを超える金額に相当する金銭を払い戻すことを示して出資金の受入れをしており、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）1 条に違反する。また、本件では業として預り金が行われており、出資法 2 条に違反する。出資法では、上記の行為が刑罰をもって禁止されており、その趣旨が一般大衆が不測の財産的損害を被ることを早期に防止する目的で、あたかも出資金が返ってくるかのような誤解を招く誇大広告的方法による出資金の受入れを禁止するところにあることを考えれば、これに反して出資の勧誘を行う行為には私法上の違法性があり、不法行為が成立する。

被控訴人増田、同江尻は、被控訴人会社と一体となって、控訴人に対して出資を勧誘し、同被控訴人の旧証券取引法違反、出資法違反の行為に加担したものであるから、被控訴人会社と同様に不法行為責任を負う。

なお、S I C は、代表者が存在せず、事務局は被控訴人会社に置かれており、入会申込書は被控訴人会社に提出され、S I C から発せられる各種文書は被控訴人会社から送付され、被控訴人会社の事業報告では、S I C 回避の売上げを自社の事業内容として報告していることからすると、S I C は被控訴人会社の内部組織であるといえる。また、控訴人を含む一般投資家が資金を送金した先であるエイシャンドリーム社及びFrontier One L LC（以下「フロンティアワン」という。）の代表者は被控訴人増田及び同江尻であり、これらの組織も被控訴人らと一体となって、海外の未公開株等への投資を勧誘して資金を集める詐欺商法（サンラ商法）を行っていたものといえる。

(4) 控訴人は、MG I ラウンド2の出資金として1868万9292円を支出し、同額の損害を被った。

(5) よって、控訴人は、被控訴人らに対し、被控訴人会社及び被控訴人増田については民法709条による損害賠償請求権に基づき、また、被控訴人江尻については平成17年法律第87号による改正前の商法（以下「旧商法」という。）266条の3第1項又は民法709条による損害賠償請求権に基づき、1868万9292円及びこれに対する不法行為の日の後の日である平成20年9月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1)ア 請求原因(1)アは知らない。

イ 同イないしエは認める。

ウ 同オは否認する。S I Cは、被控訴人会社とは別個の組織である。

(2)ア 請求原因(2)アのうち、控訴人が平成12年11月15日にS I Cに入会したことは認めるが、その余は知らない。

イ 同イないしオは認める。しかし、被控訴人らは、MG I ラウンド2への投資の勧誘、サンラキャピタル社の株式割当や同社の株式とアリウス3D社の株式の交換には関与していない。

(3) 請求原因(3)は否認ないし争う。

被控訴人らがMG I ラウンド2への投資を勧誘したことはない。仮に被控訴人会社の従業員が控訴人に対しMG I ラウンド2の説明をしたことがあったとしても、控訴人の主張するような内容のものではなかった。

控訴人が拠出した資金は、被控訴人会社とは別の主体であるエイシャンドリーム社を通じて、投資運用活動の主体であるバミューダに登録された会社（以下「MG I」という。）へ送金されており、被控訴人会社が控訴人から資金を受け入れたわけではない。

控訴人に対してMGIラウンド2について説明義務を負うのは、投資先であるMGIであり、MGIと異なる主体である被控訴人らではない。被控訴人会社は投資家からの質問に対してMGIが投資家に対して行ったプレゼンテーションの内容を伝えただけであり、金融商品販売法で説明義務を負う代理業者にも該当しない。

被控訴人らはMGIラウンド2の勧誘を主導していないし、SICも被控訴人会社とは別の主体である。

また、そもそも、控訴人は有利な投資先を紹介してもらうためにSICに入会したのであり、SICの会員規約（乙12）にも、会員が活動結果に対して自己責任を負うこと（第6条）が明記されており、これは投資というものがリスクを伴うものである以上当然のことであり、控訴人も投資した元本が保証されるものではないことを十分に理解していたはずである。

被控訴人らが関わった投資案件で投資により利益を生む見込みがあったが諸般の経済情勢等で見込みどおりに行かなかった案件はあるが、詐欺に当たるような案件は全くない。

- (4) 請求原因(4)は争う。控訴人は、トロント株式市場に上場されたアリウス3D社の株式を保有しており、損害は生じていない。

理 由

1 認定事実

争いのない事実、証拠（枝番を含む甲1ないし9、15、16、18ないし31、33ないし44、乙9、19、当審における被控訴人増田本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

- (1) 被控訴人増田は、被控訴人会社が発行する雑誌「力の意志」の編集主幹として、同誌に対談記事や投資関連の記事等を数多く掲載してきたほか、「時事直言」という冊子を発行し、SIC主催の講演会でもしばしば講演し、知名度を高めてきた。

被控訴人会社は、被控訴人増田によって平成8年4月に設立された株式会社であり、履歴事項全部証明書上の目的欄には、出版業のほか、投資に関する調査企画や情報の提供、資産運用のコンサルタント等の業務が掲記されている。

被控訴人増田は、被控訴人会社の設立時から平成9年3月31日まで同社の代表取締役を務めていたが、同日をもって退任した。しかし、同被控訴人はその後も「増田事務局」を被控訴人会社の事務所に置き、その主宰者として投資関連の出版、講演、メールマガジン「時事直言」の執筆・発行等の活動をしていた。そして、「増田[]事務局」は、被控訴人会社の一部門として位置づけられ、被控訴人増田の上記の活動は被控訴人会社の活動の一部となっている。

被控訴人江尻は、平成9年に被控訴人増田の後任として被控訴人会社の代表取締役に就任し、夫である被控訴人増田とともに、しばしば、S I Cが主催する講演会に登場し、司会や講演を行ってきたほか、控訴人ら投資家が出資金を送金した先であるエイシャンドリーム社の代表者でもある。

S I Cは、代表者は存在せず、事務局も被控訴人会社に置かれ、被控訴人会社の従業員がS I Cの入会申込、S I Cから外部へ送付される文書の送付等を行っており、「力の意志」には、S I Cの活動内容を紹介する記事が定期的に掲載されている。

(2)ア 控訴人の夫である[]は、家業の[]後、夫婦で、[]業を営んでいたが、2人とも株式等の投資の経験はなかった。

イ []は、平成12年ころ、S I Cの定例会にゲストとして参加し、被控訴人増田の講演を聞いたが、その際、会場で配付された入会案内(甲1)には、「サンラ・インベストメントクラブ...それは投資の原点! 信頼と実績 27名の会員でスタートして約2年、今や700名の会員がアメリ

カのIT投資でウハウハ、ウキウキの興奮のルツボ。IPO（上場）前投資で大成功！ サンラ・インベストメントクラブへの入会は、成功への最短距離」という文言のほか、SICの活動内容が記載され、資料請求先として被控訴人会社の所在地と電話番号、ファックス番号が記載されていた。

ウ 平成12年11月15日には、MGIのアジアアドバイザーの肩書きを有する被控訴人増田から、[redacted]宛にSICへの入会を勧誘する趣旨の書面（甲2）がファックス送信されてきた。この書面には、MGI投資信託第1号の募集が行われ、ONFLOW社、アリウス3D社等への投資が続けられていること、MGIの業績と成長は年間70%に迫り、MGI投資信託第1号に対して年30%の現金配当を行うなどの成果を上げていること、これはMGIの一流の経営陣とMGIをサポートする優秀な国際人のおかげであること、今後、MGI投信、MGI投資先企業への投資、サンラ国際信託銀行への投資や預金を希望する方は我が国の出資法の規制によりSICの会員になる必要があること、入会すると一流ホテルでの定例会の飲食は無料となるなど多くの特典があることなどが記載されていた。

また、これとは別に、被控訴人会社SIC事務局から控訴人に対し、SICの入会案内（甲3）が送付されてきた。これには、被控訴人会社が主催するSICでは、被控訴人増田が厳選した未公開企業やファンド等の投資を紹介していること、SICの海外投資先としてパラオのゴルフ場、サンラ国際信託銀行、アリウス3D社、MGIラウンド2、ONFLOW社等があることなどが記載されていたが、MGIラウンド2については、

「高配当実施予定」、「アメリカのハイテク企業に分散投資したファンド方式。ファンドスタート当初よりMGIの資産の10%が付与されるなど起債の時点で資産増」と紹介されていた。

アリウス3D社は、カナダのIT企業であり、SICは、平成12年ころから、定例会などにおいて、アリウス3D社への投資を勧誘するように

万ドル)につきサンラキャピタル社の株式1万株を割り当てる決定をした旨の通知があり、控訴人と[REDACTED]は、サンラキャピタル社の株式の割当てを受けることに同意した。その後、控訴人に対し、控訴人がサンラキャピタル社の株式を購入した旨が記載された「証書」が送られてきた。

被控訴人会社は、同年10月、控訴人に対し、「Sunra Closed Market開設のお知らせ」と題する書面を送付し、サンラキャピタル社の株式を同社の株主間と、将来は他の投資家を加えたグループ間においてオンライン取引で売買する私設の株式市場が稼働することになったとして、控訴人が保管しているサンラキャピタル社の株式の「証書」を返却を求めた。

控訴人は、上記書面の意味内容や法的な問題点を理解することができなかったが、上記の「証書」を被控訴人会社に返還した。

アリウス3D社の平成17年度の売上高は日本円にして360万円程度にすぎなかった。

- (5) 平成19年2月13日、「サンフランシスコ事務所準備室」から、控訴人に対し、「株主代表」の肩書のついた被控訴人増田、同江尻の連名で、アリウス3D社の上場に必要の条件がクリアされ、同社のビジネスモデルを世界展開できる人材が社長就任を承諾したが、サンラキャピタル社名義のアリウス3D社の株があるので、このニュースをお知らせする旨の書面が送付されてきた。

同年3月12日には、「サンラキャピタル社代行サービスセンター」から、控訴人に対し、アリウス3D社の上場は遅くとも同年6月下旬であり、サンラキャピタル社の株主の過半数の同意が得られた場合は、同株主にアリウス3D社への「交換株式」が送られることになる旨記載した書面が送付され、また、「株主の皆様への質問状」と題して、サンラキャピタル社の株主の株式を含む同社のすべての債権債務をアリウス3D社の株式と交換し、現在発行済みのサンラキャピタル社の総株数とアリウス3D社の株数を同数にする

ことについて賛否を求める旨の書面が送付された。

控訴人は、アリウス３Ｄ社の上場が間近であると判断し、上記の株式の交換を希望する旨返答した。

(6) 平成１９年６月を経過してもアリウス３Ｄ社は上場されなかった。

また、ＳＣＩの定例会やホームページでは、アリウス３Ｄ社が日立製作所、シャープと提携関係にあることが披露されていたが、平成２０年４月１３日、これらの企業はアリウス３Ｄ社との提携関係を否定したとの新聞報道がなされた。

被控訴人増田がアリウス３Ｄ社のほかに海外投資先として推奨していたパラオのゴルフ場やサンラ国際信託銀行、バミューダ諸島の投資ファンド、ハワイのコーヒー園や不動産投資ファンドは、次々に計画が頓挫したり、配当が停止されたことも判明した。

2 被控訴人らの責任について

上記１の事実によれば、ＳＩＣは被控訴人会社の内部組織と認めるのが相当であるところ、被控訴人会社は、ＳＩＣの定例会に参加し、優良な投資先の紹介を希望する一般の消費者に対し、ＭＧＩ社が運用するＭＧＩラウンド２が海外の未公開企業を対象とする投資ファンドであって、同ファンドへの投資が極めてリスクの高いものであると認められるにもかかわらず、同ファンドに投資すれば、投資先である上場前の優良企業から高収益が生まれ、投資家はこの収益から銀行の預金金利を上回る高率の配当が固定的に得られるという期待を抱かせて投資意欲をあおる一方で、上記の高いリスクの存在には触れず、希望的な観測、投資による利益の享受のみを強調して投資を勧誘し、これにより、投資経験がないか又は少ない控訴人のような一般消費者にＭＧＩラウンド２がリスクの少ない有利な投資であるという誤った判断をさせ、結果的に投資金額をほとんど回収することができない状況に陥らせたものであることが明らかである。このような勧誘の手法は、一般の消費者に対する投資の勧誘としては著し

く相当性を欠くものであって、違法であると評価せざるをえない。

したがって、被控訴人会社は、上記勧誘に応じて投資をした控訴人に対し、民法709条による不法行為責任を負うものというべきである。

また、被控訴人増田は、被控訴人会社の創業者であり、その取締役から退任した後も、被控訴人会社の社内に「増田■■■■事務局」を置き、MGIのアジアアドバイザーの肩書きを持って、被控訴人会社の上記投資勧誘の推進役となりこれに深く関与したものであると認められるから、民法709条による不法行為責任を免れず、さらに、被控訴人江尻も、被控訴人会社の代表取締役として被控訴人会社のこうした活動に積極的に協力し、同勧誘行為に関与し、業務執行を適正に行うべき義務を怠ること著しいものがあり、旧商法266条の3第1項に基づく責任を免れない。

控訴人は、被控訴人らの投資を勧誘するなどの一連の行為が詐欺の不法行為を構成するとも主張しているが、被控訴人らに欺罔行為と評価すべき行為があったとまで認めるに足りる的確な証拠はない。

3 損害について

上記1のとおり、控訴人は、MGIラウンド2への投資資金及び送金手数料として合計1698万9292円を支出したのであるから、その全額が被控訴人らの上記不法行為による損害であると認められる。

他方、控訴人も、海外のファンドに対する投資の危険性を考慮せずに多額の投資をした点において過失があるというべきであるから、裁判所の裁量により、過失相殺をするのが相当である。そして、本件の諸事情を総合すると、過失相殺の割合は3割とするのが相当と認められる。

したがって、控訴人の損害額は、1189万2504円（円未満切捨）となる。

$$\text{算式 } 16,989,292\text{円} \times (1-0.3) = 11,892,504\text{円}$$

そして、控訴人は、配当として計286万5375円を受領したことを自認

しているところ、これは、上記損害に対する填補としてみるべきであるから、同金額を上記損害額から控除すると、残額は、902万7129円となる。

被控訴人らは、アリウス3D社の株式を取得したから控訴人には損害が生じていないと主張し、被控訴人増田は、当審における本人尋問において、同株式は平成23年2月24日にトロント証券取引所に上場され、その価格は1株当たり20セントないし22セントである旨供述するが、同供述を裏付けるに足りる証拠はないから、ただちに採用することはできず、その他、アリウス3D社の株式に経済的な価値があることを認めるに足りる証拠はない。したがって、被控訴人らの上記主張は、上記の損害額の算定を左右するものではない。

4 結論

以上によれば、控訴人の本訴請求は902万7129円及びこれに対する不法行為後である平成20年9月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容すべきであり、その余は理由がないから棄却すべきである。

よって、これと異なる原判決を上記のとおり変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 小 林 敬 子

裁判官中嶋功は転補につき署名押印できない。

裁判長裁判官 青 柳 馨

これは正本である。

平成23年5月26日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 市川



(別紙)

更 正 決 定

控 訴 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 太 田 賢 志

同 佐 藤 顕 子

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士 五 反 章 裕

東京都中央区日本橋堀留町1丁目1番9号

被 控 訴 人 サンラ・ワールド株式会社

同 代 表 者 代 表 取 締 役 江 尻

東京都

被 控 訴 人 江 尻

東京都

被 控 訴 人 増 田

上記3名訴訟代理人弁護士 岩 下 嘉 之

上記当事者間の平成22年(ネ)第4588号(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第22334号)損害賠償請求控訴事件につき、平成23年5月26日に言い渡した判決に明白な誤りがあるので、職権により、次のとおり決定する。

主 文

上記判決6頁1行目冒頭から2行目末尾までを「(4) 控訴人は、MGIラウンド2の出資金として支出した1698万9292円及び本件の弁護士費用相当額170万円の合計1868万9292円の損害を被った。」と更正する。

平成23年6月16日

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官

青

柳

馨

裁判官

小

林

敬

子

裁判官

生

島

弘

康

これは正本である。

平成23年6月16日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 市川

